

資料 2

化学的酸素要求量、窒素含有量及び
りん含有量に係る総量規制基準（答申）

目

次

I	化学的酸素要求量についての総量規制基準・・・・・・・・・・	1
II	窒素含有量についての総量規制基準・・・・・・・・・・	16
III	りん含有量についての総量規制基準・・・・・・・・・・	29

I 化学的酸素要求量についての総量規制基準

総量規制基準（ L_c ）は、次の算式により算出する汚濁負荷量とする。

- 1 昭和55年6月30日において既に設置されている指定地域内事業場（2に該当するものを除く。）

$$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$$

- 2 昭和55年7月1日以後新たに設置された指定地域内事業場及び同日以後届出がされ、当該届出に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更された指定地域内事業場（工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により同日以後新たに指定地域内事業場になったものを含む。）

$$L_c = (C_{c j} \cdot Q_{c j} + C_{c i} \cdot Q_{c i} + C_{c o} \cdot Q_{c o}) \times 10^{-3}$$

1及び2の算式において、 L_c 、 C_c 、 $C_{c j}$ 、 $C_{c i}$ 、 $C_{c o}$ 、 Q_c 、 $Q_{c j}$ 、 $Q_{c i}$ 及び $Q_{c o}$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_c : 排出が許容される汚濁負荷量（単位 $kg/日$ ）

C_c : 別表第3欄（1）に掲げる化学的酸素要求量（単位 mg/L ）

$C_{c j}$: 別表第3欄（3）に掲げる化学的酸素要求量（単位 mg/L ）

$C_{c i}$: 別表第3欄（2）に掲げる化学的酸素要求量（単位 mg/L ）

$C_{c o}$: 別表第3欄（1）に掲げる化学的酸素要求量（単位 mg/L ）

Q_c : 特定排出水の量（単位 $m^3/日$ ）

$Q_{c j}$: 平成3年7月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量）（単位 $m^3/日$ ）

$Q_{c i}$: 昭和55年7月1日から平成3年6月30日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加した特定排出水の量（同期間内に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量（ $Q_{c j}$ を除く。））（単位 $m^3/日$ ）

$Q_{c o}$: 特定排出水の量（ $Q_{c i}$ 及び $Q_{c j}$ を除く。）（単位 $m^3/日$ ）

- 3 本基準の施行日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（本基準の施行日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量）を除く特定排出水の量に係る C_c 、 $C_{c o}$ 、 $C_{c i}$ 及び $C_{c j}$ の値は、令和6年3月31日までの間は、なお従前のおりとする。

第 9 次総量規制基準（化学的酸素要求量）

別表第 1

整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量（単位 mg/L）			備考
		（１）	（２）	（３）	
2	畜産農業	7 0	7 0	6 0	
3	天然ガス鉱業	6 0	6 0	6 0	
4	非金属鉱業	2 0	2 0	2 0	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	4 0	4 0	3 0	
6	乳製品製造業	3 0	3 0	2 0	平成 8 年 9 月 1 日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量（以下「平成 8 年 9 月 1 日前の特定施設に係る量」という。）にあつては、第 3 欄（３）の値は 3 0 とする。
7	畜産食料品製造業（前 2 項に掲げるものを除く。）	4 0	4 0	3 0	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	4 0	4 0	3 0	
9	寒天製造業	5 5	5 5	5 5	
1 0	魚肉ハム・ソーセージ製造業	3 0	3 0	2 0	
1 1	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	3 0	3 0	2 0	
1 2	冷凍水産物製造業	3 0	3 0	2 0	
1 3	冷凍水産食品製造業	4 0	4 0	3 0	
1 4	水産食料品製造業（整理番号 8 の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	4 0	4 0	3 0	
1 5	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	3 0	3 0	3 0	
1 6	野菜漬物製造業	4 0	4 0	3 0	
1 7	味そ製造業	7 0	7 0	3 0	
1 8	しょう油・食用アミノ酸製造業	7 0	7 0	4 0	

整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量（単位 mg/L）			備考
		（１）	（２）	（３）	
１９	うま味調味料製造業	２０	２０	２０	
２０	ソース製造業	３０	３０	３０	
２１	食酢製造業	４０	４０	３０	
２２	砂糖精製業	４０	４０	３０	
２３	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	５０	５０	３０	
２４	小麦粉製造業	３０	３０	３０	
２５	パン製造業	３０	３０	２０	
２６	生菓子製造業	４０	４０	３０	
２７	ビスケット類・干菓子製造業	４０	４０	３０	
２８	米菓製造業	４０	４０	４０	
２９	パン・菓子製造業（整理番号２５の項から前項までに掲げるものを除く。）	４０	４０	３０	
３０	植物油脂製造業	４０	４０	３０	
３１	動物油脂製造業	４０	４０	３０	
３２	食用油脂加工業	４０	４０	３０	
３３	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	５０	５０	４０	
３４	穀類でんぷん製造業	５０	５０	４０	
３５	めん類製造業	３０	３０	３０	
３７	豆腐・油揚げ製造業	３０	３０	３０	
３８	あん類製造業	６０	６０	４０	
３９	冷凍調理食品製造業	３０	２０	２０	
４０	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	３０	３０	３０	
４１	清涼飲料製造業	２０	２０	２０	
４２	果実酒製造業	３０	３０	３０	
４３	ビール製造業	３０	３０	３０	
４４	清酒製造業	３０	３０	３０	
４５	蒸留酒・混成酒製造業	３０	３０	２０	
４６	インスタントコーヒー製造業	２０	２０	２０	
４７	配合飼料製造業	２０	２０	２０	
４８	単体飼料製造業	２０	２０	２０	
４９	有機質肥料製造業	２０	２０	２０	
５０	たばこ製造業	３０	２０	２０	

整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量（単位 mg/L）			備考
		（１）	（２）	（３）	
５１	生糸製造業（副糸精練業を含む。）	３０	３０	３０	
５５	繊維工業（整理番号５１の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの	７５	７５	７０	
５７	繊維工業で麻製繊維工程に係るもの	９０	９０	９０	
５８	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	４０	４０	３０	
５９	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	８０	８０	８０	
６０	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	９０	９０	９０	
６１	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	５０	５０	５０	
６２	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	５０	５０	５０	
６３	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	９０	９０	８０	
６４	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	７０	７０	６０	
６５	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	４０	４０	４０	

整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量（単位 mg/L）			備考
		（１）	（２）	（３）	
６６	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	４０	４０	４０	
６７	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	４０	４０	４０	
６８	繊維工業（整理番号５５の項から前項までに掲げるものを除く。）	３０	３０	３０	
６９	一般製材業又は木材チップ製造業	４０	４０	４０	
７１	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	３０	３０	３０	接着機洗浄水を循環するものにあつては、第３欄の値は、それぞれ１０、１０、１０とする。
７５	木材薬品処理業	２０	２０	２０	
７６	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	７０	７０	６０	
７７	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	６０	６０	６０	
７８	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナ－グランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	５０	５０	５０	
７９	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	７０	７０	７０	

整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量（単位 mg/L）			備考
		(1)	(2)	(3)	
8 0	パルプ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業でさらしケミグラ ンドパルプ製造工程(前工程の 未さらしケミグラントパルプ 製造工程を含む。)又はさらし セミケミカルパルプ製造工程 (前工程の未さらしセミケミ カルパルプ製造工程を含む。) に係るもの	8 0	8 0	8 0	
8 1	パルプ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業で未さらしクラフ トパルプ製造工程に係るもの (次項に掲げるものを除く。)	6 0	5 0	4 0	
8 2	パルプ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業でさらしクラフト パルプ製造工程(前工程の未さ らしクラフトパルプ製造工程 を含む。)に係るもの	7 0	7 0	6 0	
8 3	パルプ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業で古紙を原料とす るパルプ製造工程に係るもの (次項に掲げるものを除く。)	6 0	6 0	5 0	
8 4	パルプ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業で古紙を原料とし 脱インキ又は漂白を行うパル プ製造工程(前工程の離解工 程を含む。)に係るもの	9 0	9 0	8 0	
8 5	パルプ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業で木材又は古紙以 外のものを原料とするパルプ 製造工程に係るもの	1 0 0	1 0 0	7 0	

整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量（単位 mg/L）			備考
		（１）	（２）	（３）	
８６	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナークランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナークランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	５０	４０	４０	
８７	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	３０	２０	２０	
８８	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	４０	４０	４０	
８９	機械すき和紙製造業	６０	６０	６０	
９０	手すき和紙製造業	９０	９０	８０	
９１	塗工紙製造業	２０	２０	２０	
９２	段ボール製造業	２０	２０	１５	
９３	重包装紙袋製造業	７０	７０	７０	
９４	セロファン製造業	２５	２５	１５	
９５	乾式法による繊維板製造業	４０	４０	４０	
９６	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	８０	８０	６０	
９７	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号７６の項から前項までに掲げるものを除く。）	２０	２０	２０	
１００	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	５０	５０	５０	
１０１	製版業	５０	５０	５０	
１０２	窒素質・りん酸質肥料製造業	３０	３０	３０	
１０３	複合肥料製造業	３０	３０	３０	
１０４	化学肥料製造業（前２項に掲げるものを除く。）	３０	３０	３０	

整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量（単位 mg/L）			備考
		(1)	(2)	(3)	
1 0 5	ソーダ工業	2 0	2 0	2 0	
1 0 6	電炉工業	2 0	2 0	2 0	
1 0 7	無機顔料製造業	2 0	2 0	2 0	
1 0 8	無機化学工業製品製造業(整理 番号 1 0 5 の項から前項まで に掲げるものを除く。)	2 0	2 0	2 0	硫化鉄鉱を原料とする 酸化鉄（顔料を除く。） 製造工程にあつては、第 3 欄の値は、それぞれ 4 0、4 0、4 0 とする。
1 0 9	石油化学系基礎製品製造業で 脂肪族系中間物製造工程に係 るもの	6 0	6 0	4 0	
1 1 0	石油化学系基礎製品製造業で 環式中間物・合成染料・有機顔 料製造工程に係るもの	5 0	5 0	3 0	
1 1 1	石油化学系基礎製品製造業で プラスチック製造工程に係る もの	3 0	2 0	2 0	
1 1 2	石油化学系基礎製品製造業で 合成ゴム製造工程に係るもの	4 0	4 0	4 0	
1 1 3	石油化学系基礎製品製造業で 有機化学工業製品製造工程(脂 肪族系中間物製造工程、環式中 間物・合成染料・有機顔料製造 工程、プラスチック製造工程及 び合成ゴム製造工程を除く。) に係るもの	5 0	5 0	5 0	
1 1 4	石油化学系基礎製品製造業(整 理番号 1 0 9 の項から前項ま でに掲げるものを除く。)	6 0	4 0	4 0	
1 1 5	脂肪族系中間物製造業	6 0	6 0	5 0	
1 1 6	メタン誘導品製造業	3 0	3 0	2 0	
1 1 7	発酵工業	1 2 0	1 1 0	1 1 0	
1 1 8	コールタール製品製造業	1 2 0	1 2 0	1 2 0	
1 1 9	環式中間物・合成染料・有機顔 料製造業	5 0	5 0	3 0	
1 2 0	プラスチック製造業	3 0	2 0	2 0	

整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量（単位 mg/L）			備考
		(1)	(2)	(3)	
1 2 1	合成ゴム製造業	4 0	4 0	4 0	
1 2 2	有機化学工業製品製造業（整理 番号 1 0 9 の項から前項まで に掲げるものを除く。）	5 0	5 0	5 0	
1 2 3	レーヨン・アセテート製造業の うちレーヨンの製造に係るも の	5 0	3 0	2 0	
1 2 4	レーヨン・アセテート製造業の うちアセテートの製造に係る もの	3 0	3 0	3 0	
1 2 5	合成繊維製造業	3 0	2 0	2 0	
1 2 6	脂肪酸・硬化油・グリセリン製 造業	4 0	4 0	3 0	
1 2 7	石けん・合成洗剤製造業	1 0	1 0	1 0	
1 2 8	界面活性剤製造業（前項に掲げ るものを除く。）	4 0	4 0	4 0	
1 2 9	塗料製造業	4 0	4 0	4 0	
1 3 0	印刷インキ製造業	4 0	4 0	3 0	
1 3 1	医薬品原薬・製剤製造業	7 0	7 0	6 0	
1 3 2	医薬品製剤製造業	3 0	3 0	3 0	
1 3 3	生物学的製剤製造業	3 0	3 0	3 0	
1 3 4	生薬・漢方製剤製造業	2 0	2 0	2 0	
1 3 5	動物用医薬品製造業	6 0	6 0	5 0	
1 3 6	火薬類製造業	2 0	2 0	2 0	
1 3 7	農薬製造業	3 0	3 0	2 0	
1 3 8	合成香料製造業	1 2 0	1 1 0	1 1 0	
1 3 9	香料製造業（前項に掲げるもの を除く。）	3 0	3 0	2 0	
1 4 0	化粧品・歯磨・その他の化粧用 調整品製造業	3 0	3 0	2 0	
1 4 2	ゼラチン・接着剤製造業（にか わ製造業を含む。）	2 0	2 0	2 0	
1 4 3	写真感光材料製造業	1 0	1 0	1 0	
1 4 4	天然樹脂製品・木材化学製品製 造業	4 0	4 0	4 0	
1 4 5	イオン交換樹脂製造業	1 6 0	1 6 0	1 3 0	

整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量（単位 mg/L）			備考
		（１）	（２）	（３）	
１４６	化学工業（整理番号１０２の項から前項までに掲げるものを除く。）	４０	４０	４０	
１４７	石油精製業	２０	２０	２０	
１４８	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	３０	３０	３０	
１４９	コークス製造業	１８０	１８０	９０	
１５０	石油コークス製造業	７０	７０	５０	
１５１	自動車タイヤ・チューブ製造業	１０	１０	１０	
１５２	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	６０	４０	４０	
１５３	ゴム製品製造業（前２項に掲げるものを除く。）	２０	２０	２０	
１５４	なめしかわ製造業	１００	１００	１００	
１５５	毛皮製造業	５０	５０	５０	
１５６	板ガラス製造業	１０	１０	１０	
１５７	板ガラス加工業	１０	１０	１０	
１５８	ガラス製加工素材製造業	１０	１０	１０	
１５９	ガラス容器製造業	１０	１０	１０	
１６０	理化学用・医療用ガラス器具製造業	１０	１０	１０	
１６１	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	１０	１０	１０	
１６２	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	５０	５０	５０	
１６３	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	３０	３０	３０	
１６４	ガラス・同製品製造業（整理番号１５６の項から前項までに掲げるものを除く。）	１０	１０	１０	
１６５	生コンクリート製造業	１０	１０	１０	
１６６	コンクリート製品製造業	１０	１０	１０	
１６７	セメント製品製造業（前２項に掲げるものを除く。）	１０	１０	１０	
１６８	黒鉛電極製造業	２０	２０	２０	
１６９	砕石製造業	２０	２０	２０	

整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量（単位 mg/L）			備考
		(1)	(2)	(3)	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	20	20	20	
172	うわ薬製造業	20	20	20	
173	高炉による製鉄業	10	10	10	
175	フェロアロイ製造業	20	20	20	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	10	10	10	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	20	20	20	
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	20	20	20	
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	20	20	20	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	20	20	20	
182	鋼管製造業	20	20	20	
183	伸鉄業	10	10	10	
184	磨棒鋼製造業	10	10	10	
185	引抜鋼管製造業	10	10	10	
186	伸線業	10	10	10	
187	ブリキ製造業	20	20	20	
188	亜鉛鉄板製造業	20	20	20	
189	めっき鋼管製造業	20	20	20	
190	めっき鉄鋼線製造業	20	20	20	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	10	10	10	
192	鍛鋼製造業	10	10	10	
193	鍛工品製造業	10	10	10	
194	鋳鋼製造業	10	10	10	
195	鋳鉄鋳物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	10	10	10	

整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量（単位 mg/L）			備考
		(1)	(2)	(3)	
196	鑄鉄管製造業	10	10	10	
197	可鍛鑄鉄製造業	10	10	10	
198	鉄粉製造業	10	10	10	
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	10	10	10	
200	非鉄金属製造業	10	10	10	
201	電気めっき業	40	40	40	
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	10	10	10	
203	一般機械器具製造業	10	10	10	
204	電子回路製造業	20	20	20	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	10	10	10	
206	輸送用機械器具製造業	10	10	10	
207	精密機械器具製造業	20	10	10	
208	ガス製造工場	20	20	20	
209	下水道業	20	20	20	標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ15, 15, 15とする。
210	空瓶卸売業	30	20	20	
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。)	30	30	20	

整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量（単位 mg/L）			備考
		(1)	(2)	(3)	
2 1 2	弁当仕出屋又は弁当製造業	5 0	4 0	3 0	
2 1 3	飲食店	5 0	4 0	3 0	平成 1 8 年 2 月 1 日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては、第 3 欄（1）及び（2）の値は、それぞれ 3 0、3 0 とする。
2 1 4	宿泊業	5 0	4 0	3 0	平成 1 8 年 2 月 1 日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては、第 3 欄（1）及び（2）の値は、それぞれ 3 0、3 0 とする。
2 1 5	リネンサプライ業	4 0	4 0	3 0	
2 1 6	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	4 0	4 0	3 0	
2 1 8	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	6 0	6 0	6 0	
2 1 9	自動車整備業	2 0	2 0	2 0	
2 2 0	病院	3 0	3 0	3 0	
2 2 1	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 501 人以上のものに限る。)	3 0	3 0	3 0	(1) 平成 18 年 1 月 31 日以前に設置されたものであつて、第 2 欄により算定した処理対象人員が 5000 人以下のもの(第 2 欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものを除く。)にあつては、第 3 欄（1）の値は、4 0 とする。

整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量（単位 mg/L）			備考
		（１）	（２）	（３）	
					（２）平成１８年２月１日以後に設置されるもののうち、建築基準法施行令第３２条第３項第２号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第３欄の値は、それぞれ２０、２０、２０とする。
２２２	し尿浄化槽(建築基準法施行令第３２条第１項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が２０１人以上５００人以下のものに限る。)	５０	５０	３０	平成１８年２月１日以後に設置されるものにあつては、第３欄（１）及び（２）の値は、それぞれ３０、３０とする。
２２３	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	４０	３０	２０	
２２４	ごみ処理業	３０	３０	３０	
２２５	廃油処理業	２０	２０	２０	
２２６	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	２０	２０	２０	
２２７	死亡獣畜取扱業	４０	４０	４０	
２２８	と畜場	４０	４０	４０	
２２９	中央卸売市場	２０	２０	２０	
２３０	地方卸売市場	２０	２０	２０	
２３１	試験研究機関(規則第１条の２各号に掲げるものをいう。)	２０	２０	２０	

整理 番号	業種その他の区分		化学的酸素要求量（単位 mg/L）			備考
			（１）	（２）	（３）	
２３２	２の項 から前 項まで に分類 されな いもの	自動式車両洗淨施設	１０	１０	１０	
		浄水施設	１０	１０	１０	
		指定地域内事業場の し尿又は雑排水の排 出に係る施設（２２ １の項及び２２２の 項に係るものを除 く。）	３５	３０	３０	
		その他のもの	３５	３０	３０	

Ⅱ 窒素含有量についての総量規制基準

総量規制基準（ L_n ）は、次の算式により算出する汚濁負荷量とする。

- 1 平成14年9月30日において既に設置されている指定地域内事業場（2に該当するものを除く。）

$$L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$$

- 2 平成14年10月1日以後新たに設置された指定作業場内事業及び同日以後届出がされ、当該届出に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更された指定地域内事業場（工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により指定地域内事業場となったものを含む。）

$$L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$$

1及び2の算式において、 L_n 、 C_n 、 C_{ni} 、 C_{no} 、 Q_n 、 Q_{ni} 及び Q_{no} は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_n : 排出が許容される汚濁負荷量（単位 $kg/\text{日}$ ）

C_n : 別表第3欄（1）に掲げる窒素含有量（単位 mg/L ）

C_{ni} : 別表第3欄（2）に掲げる窒素含有量（単位 mg/L ）

C_{no} : 別表第3欄（1）に掲げる窒素含有量（単位 mg/L ）

Q_n : 特定排出水の量（単位 $m^3/\text{日}$ ）

Q_{ni} : 平成14年10月1日以後新たに特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量）
（単位 $m^3/\text{日}$ ）

Q_{no} : 特定排出水の量（ Q_{ni} を除く。）（単位 $m^3/\text{日}$ ）

- 3 本基準の施行日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（本基準の施行日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量）を除く特定排出水の量に係る C_n 、 C_{no} 及び C_{ni} の値は、令和6年3月31日までの間は、なお従前のとおりとする。

第 9 次総量規制基準（窒素含有量）

別表第 2

整理 番号	業種その他の区分	窒素含有量（単位 mg/L）		備考
		（１）	（２）	
2	畜産農業	6 0	6 0	
3	天然ガス鉱業	6 0	6 0	
4	非金属鉱業	1 5	1 0	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	2 5	1 0	
6	乳製品製造業	1 5	1 0	
7	畜産食料品製造業（前 2 項に掲げるものを除く。）	3 0	1 0	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	2 0	1 0	
9	寒天製造業	2 0	1 0	
1 0	魚肉ハム・ソーセージ製造業	2 0	1 0	
1 1	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	2 5	1 0	
1 2	冷凍水産物製造業	2 5	1 0	
1 3	冷凍水産食品製造業	3 0	1 0	
1 4	水産食料品製造業（整理番号 8 の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	2 5	1 0	
1 5	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	2 0	1 0	
1 6	野菜漬物製造業	1 5	1 0	
1 7	味そ製造業	2 0	1 0	
1 8	しょう油・食用アミノ酸製造業	2 5	1 0	
1 9	うま味調味料製造業	2 0	1 0	
2 0	ソース製造業	2 0	1 0	
2 1	食酢製造業	2 0	1 0	
2 2	砂糖精製業	1 5	1 0	
2 3	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	1 5	1 0	
2 4	小麦粉製造業	2 0	1 0	
2 5	パン製造業	1 5	1 0	
2 6	生菓子製造業	1 5	1 0	
2 7	ビスケット類・干菓子製造業	1 5	1 0	

整理 番号	業種その他の区分	窒素含有量（単位 mg/L）		備考
		（１）	（２）	
２８	米菓製造業	１５	１０	
２９	パン・菓子製造業（整理番号２５の項から前項までに掲げるものを除く。）	１５	１０	
３０	植物油脂製造業	１５	１０	
３１	動物油脂製造業	２０	１０	
３２	食用油脂加工業	１５	１０	
３３	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	２０	１０	
３４	穀類でんぷん製造業	１５	１０	
３５	めん類製造業	１５	１０	
３７	豆腐・油揚げ製造業	２０	１０	
３８	あん類製造業	１５	１０	
３９	冷凍調理食品製造業	２０	１０	
４０	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	２０	１０	
４１	清涼飲料製造業	１５	１０	
４２	果実酒製造業	１５	１０	
４３	ビール製造業	１５	１０	
４４	清酒製造業	１５	１０	
４５	蒸留酒・混成酒製造業	１５	１０	
４６	インスタントコーヒー製造業	２０	１０	
４７	配合飼料製造業	２０	１０	
４８	単体飼料製造業	２０	１０	
４９	有機質肥料製造業	２０	１０	
５０	たばこ製造業	２０	１０	
５１	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）	２０	１０	
５５	繊維工業（整理番号５１の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの	２０	１０	
５７	繊維工業で麻製織工程に係るもの	２０	１０	

整理 番号	業種その他の区分	窒素含有量（単位 mg/L）		備考
		（１）	（２）	
５８	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	２０	１０	
５９	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	２０	１０	
６０	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	２０	１０	
６１	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	２０	１０	
６２	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	２０	１０	
６３	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	２０	１０	
６４	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	２０	１０	
６５	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	２０	１０	
６６	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	２０	１０	
６７	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	２０	１０	
６８	繊維工業（整理番号５５の項から前項までに掲げるものを除く。）	２０	１０	

整理 番号	業種その他の区分	窒素含有量（単位 mg/L）		備考
		（１）	（２）	
６９	一般製材業又は木材チップ製造業	２０	１０	
７１	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	２０	１０	
７５	木材薬品処理業	２０	１０	
７６	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	１５	１０	
７７	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	１５	１０	
７８	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	１５	１０	
７９	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	１５	１０	
８０	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。)又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	１５	１０	
８１	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	１５	１０	

整理 番号	業種その他の区分	窒素含有量（単位 mg/L）		備考
		（１）	（２）	
８２	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	１５	１０	
８３	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	１５	１０	
８４	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	１５	１０	
８５	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	１５	１０	
８６	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	１５	１０	
８７	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	１５	１０	
８８	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	１５	１０	
８９	機械すき和紙製造業	１５	１０	
９０	手すき和紙製造業	１５	１０	

整理 番号	業種その他の区分	窒素含有量（単位 mg/L）		備考
		（１）	（２）	
９１	塗工紙製造業	１５	１０	
９２	段ボール製造業	１５	１０	
９３	重包装紙袋製造業	１５	１０	
９４	セロファン製造業	２０	１０	
９５	乾式法による繊維板製造業	２０	１０	
９６	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	１５	１０	
９７	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号７６の項から前項までに掲げるものを除く。）	１５	１０	
１００	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	２０	１０	
１０１	製版業	２０	１０	
１０２	窒素質・りん酸質肥料製造業	１５	１０	
１０３	複合肥料製造業	１５	１０	
１０４	化学肥料製造業（前２項に掲げるものを除く。）	１５	１０	
１０５	ソーダ工業	１５	１０	
１０６	電炉工業	１５	１０	
１０７	無機顔料製造業	２５	２０	
１０８	無機化学工業製品製造業(整理番号１０５の項から前項までに掲げるものを除く。)	２０	１０	
１０９	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	１５	１０	
１１０	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	１５	１０	
１１１	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	１５	１０	
１１２	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	１５	１０	

整理 番号	業種その他の区分	窒素含有量（単位 mg/L）		備考
		（１）	（２）	
１１３	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	１５	１０	
１１４	石油化学系基礎製品製造業（整理番号１０９の項から前項までに掲げるものを除く。）	１５	１０	
１１５	脂肪族系中間物製造業	１５	１０	
１１６	メタン誘導品製造業	１５	１０	
１１７	発酵工業	１５	１０	
１１８	コールタール製品製造業	３３０	１７０	
１１９	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	１５	１０	
１２０	プラスチック製造業	２０	１０	
１２１	合成ゴム製造業	１５	１０	
１２２	有機化学工業製品製造業（整理番号１０９の項から前項までに掲げるものを除く。）	１５	１０	
１２３	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	１５	１０	
１２４	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	１５	１０	
１２５	合成繊維製造業	１５	１０	
１２６	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	１５	１０	
１２７	石けん・合成洗剤製造業	１５	１０	
１２８	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	１５	１０	
１２９	塗料製造業	１５	１０	
１３０	印刷インキ製造業	１５	１０	
１３１	医薬品原薬・製剤製造業	１５	１０	
１３２	医薬品製剤製造業	１５	１０	

整理 番号	業種その他の区分	窒素含有量（単位 mg/L）		備考
		（１）	（２）	
１３３	生物学的製剤製造業	１５	１０	
１３４	生薬・漢方製剤製造業	１５	１０	
１３５	動物用医薬品製造業	１５	１０	
１３６	火薬類製造業	１５	１０	
１３７	農薬製造業	１５	１０	
１３８	合成香料製造業	１５	１０	
１３９	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	１５	１０	
１４０	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	１５	１０	
１４２	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	１５	１０	
１４３	写真感光材料製造業	１５	１０	
１４４	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	１５	１０	
１４５	イオン交換樹脂製造業	１５	１０	
１４６	化学工業（整理番号１０２の項から前項までに掲げるものを除く。）	１５	１０	
１４７	石油精製業	２０	１０	
１４８	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	２０	１０	
１４９	コークス製造業	５００	３２０	
１５０	石油コークス製造業	２０	１０	
１５１	自動車タイヤ・チューブ製造業	２０	１０	
１５２	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	１５	１０	
１５３	ゴム製品製造業（前２項に掲げるものを除く。）	１５	１０	
１５４	なめしかわ製造業	２０	１０	
１５５	毛皮製造業	１５	１０	
１５６	板ガラス製造業	１５	１０	
１５７	板ガラス加工業	１５	１０	
１５８	ガラス製加工素材製造業	１５	１０	
１５９	ガラス容器製造業	１５	１０	

整理 番号	業種その他の区分	窒素含有量（単位　mg/L）		備考
		（１）	（２）	
１６０	理化学用・医療用ガラス器具製造業	１５	１０	
１６１	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	１５	１０	
１６２	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	１５	１０	
１６３	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	２０	１０	
１６４	ガラス・同製品製造業（整理番号１５６の項から前項までに掲げるものを除く。）	１５	１０	
１６５	生コンクリート製造業	１５	１０	
１６６	コンクリート製品製造業	１５	１０	
１６７	セメント製品製造業（前２項に掲げるものを除く。）	１５	１０	
１６８	黒鉛電極製造業	１５	１０	
１６９	砕石製造業	１５	１０	
１７０	鉱物・土石粉碎等処理業	１５	１０	
１７２	うわ薬製造業	１５	１０	
１７３	高炉による製鉄業	１５	１０	
１７５	フェロアロイ製造業	１５	１０	
１７６	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	１５	１０	
１７８	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	１５	１０	
１７９	熱間圧延業（整理番号１８２の項及び同１８３の項に掲げるものを除く。）	１５	１０	
１８０	冷間圧延業（整理番号１８２の項及び同１８３の項に掲げるものを除く。）	１５	１０	
１８１	冷間ロール成型形鋼製造業	１５	１０	
１８２	鋼管製造業	１５	１０	
１８３	伸鉄業	１５	１０	

整理 番号	業種その他の区分	窒素含有量（単位 mg/L）		備考
		（１）	（２）	
１８４	磨棒鋼製造業	１５	１０	
１８５	引抜鋼管製造業	１５	１０	
１８６	伸線業	１５	１０	
１８７	ブリキ製造業	１５	１０	
１８８	亜鉛鉄板製造業	１５	１０	
１８９	めっき鋼管製造業	１５	１０	
１９０	めっき鉄鋼線製造業	１５	１０	
１９１	表面処理鋼材製造業（整理番号 １８７の項から前項までに掲げ るものを除く。）	１５	１０	
１９２	鍛鋼製造業	１５	１０	
１９３	鍛工品製造業	１５	１０	
１９４	鋳鋼製造業	１５	１０	
１９５	鋁鉄鋳物製造業(次項及び整理番 号１９７の項に掲げるものを除 く。)	１５	１０	
１９６	鋳鉄管製造業	１５	１０	
１９７	可鍛鋳鉄製造業	１５	１０	
１９８	鉄粉製造業	１５	１０	
１９９	鉄鋼業(整理番号１７３の項から 前項までに掲げるものを除く。)	１５	１０	
２００	非鉄金属製造業	１５	１０	
２０１	電気めっき業	２０	１０	
２０２	金属製品製造業(前項に掲げるも のを除く。)	２０	１０	
２０３	一般機械器具製造業	２０	１０	
２０４	電子回路製造業	２０	１０	
２０５	電子部品・デバイス・電子回路 製造業（前項に掲げるものを除 く。）、電気機械器具製造業又は 情報通信機械器具製造業	２０	１０	
２０６	輸送用機械器具製造業	２０	１０	
２０７	精密機械器具製造業	１５	１０	
２０８	ガス製造工場	１５	１０	

整理 番号	業種その他の区分	窒素含有量（単位 mg/L）		備考
		（１）	（２）	
２０９	下水道業	２５	２０	（１）標準活性汚泥法 その他これと同程度 に下水中の窒素を除 去できる方法より高 度に下水中の窒素を 除去できる方法によ り下水を処理するも の（高濃度の窒素を 含有する汚水を多量 に受け入れて処理す るものを除く。）にあ つては、第３欄の値 は、それぞれ１５、 １５とする。 （２）高濃度の窒素 を含有する汚水を多 量に受け入れて処理 するものにあつては 、第３欄の値は、そ れぞれ３０、３０と する。
２１０	空瓶卸売業	２０	１０	
２１１	共同調理場(学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 5 条の 2 に 規定する施設をいう。)	２５	１０	
２１２	弁当仕出屋又は弁当製造業	２５	１０	
２１３	飲食店	２５	１０	
２１４	宿泊業	２５	１５	
２１５	リネンサプライ業	２０	１０	
２１６	洗濯業(前項に掲げるものを除 く。)	２５	１０	
２１８	写真業(写真現像・焼付業を含 む。)	２５	１５	
２１９	自動車整備業	２５	１０	
２２０	病院	２５	１５	

整理 番号	業種その他の区分		窒素含有量（単位 mg/L）		備考
			（１）	（２）	
２２１	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 501 人以上のものに限る。）		２５	１０	
２２２	し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のものに限る。）		３５	１０	
２２３	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）		３５	１０	
２２４	ごみ処理業		２５	１５	
２２５	廃油処理業		２５	１０	
２２６	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）		２５	１０	
２２７	死亡獣畜取扱業		２５	１５	
２２８	と畜場		２５	１５	
２２９	中央卸売市場		２５	１５	
２３０	地方卸売市場		２５	１５	
２３１	試験研究機関（規則第 1 条の 2 各号に掲げるものをいう。）		３０	１０	
２３２	２の項から前項までに分類されないもの	自動式車両洗浄施設	１５	１０	
		浄水施設	１５	１０	
		指定地域内事業場のし尿又は雑排水の排出に係る施設（２２１の項及び２２２の項に係るものを除く。）	３５	１０	
		その他のもの	３５	１０	

Ⅲ りん含有量についての総量規制基準

総量規制基準（ L_p ）は、次の算式により算出する汚濁負荷量とする。

- 1 平成14年9月30日において既に設置されている指定地域内事業場（2に該当するものを除く。）

$$L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$$

- 2 平成14年10月1日以後新たに設置された指定作業場内事業及び同日以後届出がされ、当該届出に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更された指定地域内事業場（工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により指定地域内事業場となったものを含む。）

$$L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$$

1及び2の算式において、 L_p 、 C_p 、 C_{pi} 、 C_{po} 、 Q_p 、 Q_{pi} 及び Q_{po} は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_p : 排出が許容される汚濁負荷量（単位 $kg/\text{日}$ ）

C_p : 別表第3欄（1）に掲げるりん含有量（単位 mg/L ）

C_{pi} : 別表第3欄（2）に掲げるりん含有量（単位 mg/L ）

C_{po} : 別表第3欄（1）に掲げるりん含有量（単位 mg/L ）

Q_p : 特定排出水の量（単位 $m^3/\text{日}$ ）

Q_{pi} : 平成14年10月1日以後新たに特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量）
（単位 $m^3/\text{日}$ ）

Q_{po} : 特定排出水の量（ Q_{pi} を除く。）（単位 $m^3/\text{日}$ ）

- 3 本基準の施行日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（本基準の施行日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量）を除く特定排出水の量に係る C_p 、 C_{po} 及び C_{pi} の値は、令和6年3月31日までの間は、なお従前のおりとする。

第 9 次総量規制基準（りん含有量）

別表第 3

整理 番号	業種その他の区分	りん含有量（単位 mg/L）		備考
		（１）	（２）	
2	畜産農業	8	8	
3	天然ガス鉱業	1. 5	1	
4	非金属鉱業	1. 5	1	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	4	1	
6	乳製品製造業	5	1	
7	畜産食料品製造業（前 2 項に掲げるものを除く。）	5. 5	1	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	3	1	
9	寒天製造業	3	1. 5	
1 0	魚肉ハム・ソーセージ製造業	3	1. 5	
1 1	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	3	1	
1 2	冷凍水産物製造業	3	1. 5	
1 3	冷凍水産食品製造業	4	1	
1 4	水産食料品製造業（整理番号 8 の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	3	1. 5	
1 5	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	3	1	
1 6	野菜漬物製造業	2. 5	1	
1 7	味そ製造業	4	1. 5	
1 8	しょう油・食用アミノ酸製造業	4	1. 5	
1 9	うま味調味料製造業	2	1	
2 0	ソース製造業	3	1	
2 1	食酢製造業	3	1. 5	
2 2	砂糖精製業	2	1	
2 3	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	3	1. 5	
2 4	小麦粉製造業	3	1. 5	
2 5	パン製造業	2	1	
2 6	生菓子製造業	3	1	
2 7	ビスケット類・干菓子製造業	3	1	

整理 番号	業種その他の区分	りん含有量（単位 mg/L）		備考
		（１）	（２）	
２８	米菓製造業	３	１．５	
２９	パン・菓子製造業（整理番号２５の項から前項までに掲げるものを除く。）	３	１．５	
３０	植物油脂製造業	２．５	１	
３１	動物油脂製造業	２	１	
３２	食用油脂加工業	２．５	１	
３３	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	２	１	
３４	穀類でんぷん製造業	３	１．５	
３５	めん類製造業	３	１	
３７	豆腐・油揚げ製造業	４	１	
３８	あん類製造業	３．５	１	
３９	冷凍調理食品製造業	４	１	
４０	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	２．５	１	
４１	清涼飲料製造業	２．５	１	
４２	果実酒製造業	２．５	１	
４３	ビール製造業	３	１．５	
４４	清酒製造業	２．５	１	
４５	蒸留酒・混成酒製造業	２．５	１	
４６	インスタントコーヒー製造業	２．５	１	
４７	配合飼料製造業	２	１	
４８	単体飼料製造業	２	１	
４９	有機質肥料製造業	２	１	
５０	たばこ製造業	２	１	
５１	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）	２	１	
５５	繊維工業（整理番号５１の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの	２	１	
５７	繊維工業で麻製織工程に係るもの	２	１	

整理 番号	業種その他の区分	りん含有量（単位 mg/L）		備考
		（１）	（２）	
５８	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	２	１	
５９	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	２	１	
６０	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	２	１	
６１	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	２	１	
６２	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	２	１	
６３	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	２	１	
６４	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	２	１	
６５	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	１．５	１	
６６	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	２	１	
６７	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	２	１	
６８	繊維工業（整理番号５５の項から前項までに掲げるものを除く。）	２	１	
６９	一般製材業又は木材チップ製造業	２	１	

整理 番号	業種その他の区分	りん含有量（単位 mg/L）		備考
		(1)	(2)	
7 1	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	1. 5	1	
7 5	木材薬品処理業	2	1	
7 6	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	1. 5	1	
7 7	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	1. 5	1	
7 8	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナークランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	1. 5	1	
7 9	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	1. 5	1	
8 0	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。)又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	2	1	
8 1	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	1. 5	1	

整理 番号	業種その他の区分	りん含有量（単位 mg/L）		備考
		（１）	（２）	
８２	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	１．５	１	
８３	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	１．５	１	
８４	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	１．５	１	
８５	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	１．５	１	
８６	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	１．５	１	
８７	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	１．５	１	
８８	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	１．５	１	
８９	機械すき和紙製造業	１．５	１	
９０	手すき和紙製造業	１．５	１	
９１	塗工紙製造業	１．５	１	

整理 番号	業種その他の区分	りん含有量（単位 mg/L）		備考
		（１）	（２）	
９２	段ボール製造業	１．５	１	
９３	重包装紙袋製造業	１．５	１	
９４	セロファン製造業	１．５	１	
９５	乾式法による繊維板製造業	１．５	１	
９６	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	１．５	１	
９７	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号７６の項から前項までに掲げるものを除く。）	１．５	１	
１００	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	２	１	
１０１	製版業	２	１	
１０２	窒素質・りん酸質肥料製造業	２	１	
１０３	複合肥料製造業	２	１	
１０４	化学肥料製造業（前２項に掲げるものを除く。）	１．５	１	
１０５	ソーダ工業	１．５	１	
１０６	電炉工業	２	１	
１０７	無機顔料製造業	１．５	１	
１０８	無機化学工業製品製造業(整理番号１０５の項から前項までに掲げるものを除く。)	１．５	１	
１０９	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	１．５	１	
１１０	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	１．５	１	
１１１	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	１．５	１	
１１２	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	１．５	１	

整理 番号	業種その他の区分	りん含有量（単位 mg/L）		備考
		（１）	（２）	
１１３	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	１．５	１	
１１４	石油化学系基礎製品製造業（整理番号１０９の項から前項までに掲げるものを除く。）	１．５	１	
１１５	脂肪族系中間物製造業	１．５	１	
１１６	メタン誘導品製造業	２	１	
１１７	発酵工業	１．５	１	
１１８	コールドタール製品製造業	２	１	
１１９	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	１．５	１	
１２０	プラスチック製造業	１．５	１	
１２１	合成ゴム製造業	１．５	１	
１２２	有機化学工業製品製造業（整理番号１０９の項から前項までに掲げるものを除く。）	１．５	１	
１２３	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	２	１	
１２４	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	２	１	
１２５	合成繊維製造業	１．５	１	
１２６	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	２	１	
１２７	石けん・合成洗剤製造業	２	１	
１２８	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	１．５	１	
１２９	塗料製造業	１．５	１	
１３０	印刷インキ製造業	２	１	
１３１	医薬品原薬・製剤製造業	１．５	１	
１３２	医薬品製剤製造業	１．５	１	

整理 番号	業種その他の区分	りん含有量（単位 mg/L）		備考
		（１）	（２）	
１３３	生物学的製剤製造業	１．５	１	
１３４	生薬・漢方製剤製造業	２	１	
１３５	動物用医薬品製造業	２	１	
１３６	火薬類製造業	１．５	１	
１３７	農薬製造業	２	１	
１３８	合成香料製造業	２	１	
１３９	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	２	１	
１４０	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	２	１	
１４２	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	２	１	
１４３	写真感光材料製造業	１．５	１	
１４４	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	１．５	１	
１４５	イオン交換樹脂製造業	１．５	１	
１４６	化学工業（整理番号１０２の項から前項までに掲げるものを除く。）	１．５	１	
１４７	石油精製業	１．５	１	
１４８	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	１．５	１	
１４９	コークス製造業	１．５	１	
１５０	石油コークス製造業	２	１	
１５１	自動車タイヤ・チューブ製造業	１．５	１	
１５２	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	１．５	１	
１５３	ゴム製品製造業（前２項に掲げるものを除く。）	１．５	１	
１５４	なめしかわ製造業	２	１	
１５５	毛皮製造業	２	１	
１５６	板ガラス製造業	１．５	１	
１５７	板ガラス加工業	１．５	１	
１５８	ガラス製加工素材製造業	１．５	１	
１５９	ガラス容器製造業	１．５	１	

整理 番号	業種その他の区分	りん含有量（単位 mg/L）		備考
		（１）	（２）	
１６０	理化学用・医療用ガラス器具製造業	１．５	１	
１６１	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	１．５	１	
１６２	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	１．５	１	
１６３	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	１．５	１	
１６４	ガラス・同製品製造業（整理番号１５６の項から前項までに掲げるものを除く。）	１．５	１	
１６５	生コンクリート製造業	１．５	１	
１６６	コンクリート製品製造業	１．５	１	
１６７	セメント製品製造業（前２項に掲げるものを除く。）	１．５	１	
１６８	黒鉛電極製造業	１．５	１	
１６９	砕石製造業	１．５	１	
１７０	鉱物・土石粉碎等処理業	１．５	１	
１７２	うわ薬製造業	１．５	１	
１７３	高炉による製鉄業	１．５	１	
１７５	フェロアロイ製造業	１．５	１	
１７６	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	１．５	１	
１７８	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	１．５	１	
１７９	熱間圧延業（整理番号１８２の項及び同１８３の項に掲げるものを除く。）	１．５	１	
１８０	冷間圧延業（整理番号１８２の項及び同１８３の項に掲げるものを除く。）	１．５	１	
１８１	冷間ロール成型形鋼製造業	１．５	１	
１８２	鋼管製造業	１．５	１	
１８３	伸鉄業	１．５	１	

整理 番号	業種その他の区分	りん含有量（単位 mg/L）		備考
		（１）	（２）	
１８４	磨棒鋼製造業	１．５	１	
１８５	引抜鋼管製造業	１．５	１	
１８６	伸線業	１．５	１	
１８７	ブリキ製造業	２	１	
１８８	亜鉛鉄板製造業	１．５	１	
１８９	めっき鋼管製造業	１．５	１	
１９０	めっき鉄鋼線製造業	１．５	１	
１９１	表面処理鋼材製造業（整理番号 １８７の項から前項までに掲げ るものを除く。）	１．５	１	
１９２	鍛鋼製造業	１．５	１	
１９３	鍛工品製造業	２	１	
１９４	鋳鋼製造業	１．５	１	
１９５	鋳鉄鋳物製造業（次項及び整理番 号１９７の項に掲げるものを除 く。）	１．５	１	
１９６	鋳鉄管製造業	１．５	１	
１９７	可鍛鋳鉄製造業	１．５	１	
１９８	鉄粉製造業	１．５	１	
１９９	鉄鋼業（整理番号１７３の項から 前項までに掲げるものを除く。）	１．５	１	
２００	非鉄金属製造業	１．５	１	
２０１	電気めっき業	２	１	
２０２	金属製品製造業（前項に掲げるも のを除く。）	２	１	
２０３	一般機械器具製造業	１．５	１	
２０４	電子回路製造業	１．５	１	
２０５	電子部品・デバイス・電子回路 製造業（前項に掲げるものを除 く。）、電気機械器具製造業又は 情報通信機械器具製造業	１．５	１	
２０６	輸送用機械器具製造業	１．５	１	
２０７	精密機械器具製造業	１．５	１	
２０８	ガス製造工場	２	１	

整理 番号	業種その他の区分	りん含有量（単位 mg/L）		備考
		（１）	（２）	
２０９	下水道業	２．５	２．３	（１）標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあつては、第３欄の値は、それぞれ１．３、１．３とする。 （２）高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの（標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限る。）にあつては、第３欄の値は、それぞれ３．０、３．０とする。
２１０	空瓶卸売業	４	２	
２１１	共同調理場(学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 5 条の 2 に規定する施設をいう。)	４	１．５	
２１２	弁当仕出屋又は弁当製造業	４	１．５	
２１３	飲食店	４	２	
２１４	宿泊業	４	２	
２１５	リネンサプライ業	４	１	
２１６	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	４	１	

整理 番号	業種その他の区分		りん含有量（単位 mg/L）		備考
			(1)	(2)	
2 1 8	写真業(写真現像・焼付業を含む。)		4	2	
2 1 9	自動車整備業		4	2	
2 2 0	病院		4	2	
2 2 1	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 501 人以上のものに限る。)		6	1	
2 2 2	し尿浄化槽(建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のものに限る。)		6	1	
2 2 3	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)		5	1	
2 2 4	ごみ処理業		1. 5	1	
2 2 5	廃油処理業		1. 5	1	
2 2 6	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)		1. 5	1	
2 2 7	死亡獣畜取扱業		4	2	
2 2 8	と畜場		4	2	
2 2 9	中央卸売市場		4	2	
2 3 0	地方卸売市場		4	1. 5	
2 3 1	試験研究機関(規則第 1 条の 2 各号に掲げるものをいう。)		4	1	
2 3 2	1 の項から前項までに分類されないもの	自動式車両洗浄施設	1. 5	1	
		浄水施設	1. 5	1	
		指定地域内事業場のし尿又は雑排水の排出に係る施設（2 2 1 の項及び 2 2 2 の項に係るものを除く。)	6	1	
		その他のもの	6	1	